

附属書三（第三章関係） 必要的記載事項

1 原産地証明書

- (a) 輸出者の氏名又は名称及び住所
- (b) 輸入者又は荷受人の氏名又は名称及び住所
- (c) 製品の品名及び統一システム番号（六桁番号の水準）
- (d) 原産地証明書番号
- (e) 原産性を与えることとなる基準
- (f) 輸出者による申告
- (g) 権限のある政府当局又はその指定団体による証明であつて、原産地証明書に記載された産品が証拠に基づいて第三章に定める全ての関連する要件を満たす旨が記載されるもの
- (h) 仕入書の番号及び日付
- (i) 輸送手段の詳細（判明している場合）

- (j) 産品の数量（正味重量若しくは総重量又はその他の数量単位）
- (k) 日付及び場所並びに発給当局の署名又は印章

## 2 原産地申告

- (a) 輸出者の氏名又は名称及び住所
- (b) 原産地申告が生産者によって作成される場合には、生産者の氏名又は名称及び住所
- (c) 輸入者又は荷受人の氏名又は名称及び住所
- (d) 産品の品名及び統一システム番号（六桁番号の水準）
- (e) 認定された輸出者については、輸出者又は生産者の認定番号又は識別番号
- (f) 固有の参照番号
- (g) 原産性を与えることとなる基準
- (h) 原産地申告に記載された産品が第三章に定める全ての関連する要件を満たす旨が記載された証明
- (i) 第三・十八条3(b)の規定が適用される場合には、十二箇月を超えない特定の期間
- (j) 原産地申告が産品の一回限りの輸送を対象とする場合において、判明しているときは、産品の数量

- (k) (正味重量若しくは総重量又はその他の数量単位) 及び仕入書の番号  
証明の日付及び場所並びに原産地申告を作成する者の氏名又は名称